

有料施設使用変更承認書

年 月 日

様

奈良県立図書情報館副館長

年 月 日付けで申込みのありました図書情報館の下記施設の使用変更については、次のとおり承認します。

使 用 目 的																
案 内 板 文 字																
変 更 項 目		<table><tr><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>施 設 名</td><td></td></tr><tr><td>使用年月日</td><td>年 月 日 ()</td></tr><tr><td>使用時間</td><td>～</td></tr><tr><td>使用人員</td><td>名</td></tr><tr><td>使用料</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	変更前	変更後	施 設 名		使用年月日	年 月 日 ()	使用時間	～	使用人員	名	使用料	円		
変更前	変更後															
施 設 名																
使用年月日	年 月 日 ()															
使用時間	～															
使用人員	名															
使用料	円															
使用責任者	住 所															
	氏 名															
	電話番号															
承 認 の 条 件		奈良県立図書情報館条例第3条第3項の規定により、以下の条件を付して施設の使用を承認します。 承認条件1 使用当日は、この承認書原本と施設使用料の納付を証する書類を持参し、職員から提示の求めがあった場合に提示してください。ご提示いただけない場合は、入室をお断りする場合があります。 承認条件2 図書情報館施設の使用にあたっては、職員の指示に従って使用してください。 承認条件のいずれかに反した場合は、奈良県立図書情報館条例第4条第3号の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることになります。また、奈良県立図書情報館条例第3条第2項5号の規定により、情報館の管理上支障があるときは、施設の使用を承認しないことがあります。 承認が取り消された場合において、既納の使用料がある場合は、還付いたしません。また、承認を取り消されたことにより損失が発生した場合も、情報館はその責任を負いません。														